

平成25年 第3回定例会

美 瑛 町 議 会 会 議 録

(第1号) 6月20日 開会

美 瑛 町 議 会

平成25年第3回美瑛町議会定例会会議録

議 事 日 程

平成25年第3回美瑛町議会定例会

平成25年6月20日午前9時30分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 議会運営について（議会運営委員会審査報告）
- 第 3 会期の決定について
- 第 4 一般質問 〔角和浩幸議員、佐藤晴観議員、森平真也議員、
穂積 力議員、八木幹男議員、杉山勝雄議員〕

○出席議員（14名）

1番	沢	尻	健	議員	
2番	森	平	真也	議員	
3番	佐	藤	晴観	議員	
4番	杉	山	勝雄	議員	
5番	齊	藤	幸一	議員	
6番	山	家	慶治	議員	
7番	花	輪	政輝	議員	
8番	八	木	幹男	議員	
9番	穂	積	力	議員	
10番	福	原	輝美子	議員	
11番	角	和	浩幸	議員	
12番	濱	田	洋一	議員	
13番	沼	田	成功	議員	
議長	14番	齊	藤	正	議員

○欠席議員

○出席説明員

町長	浜田哲君
副町長	塚田聡仁君
会計管理者	池田由行君
総務課長	石井典夫君
政策調整課長	中山勝利君
税務課長	佐藤剛敏君
住民生活課長	山田厚誠君
保健福祉課長	藤原悟君
保健センター所長	中島二郎君
保健福祉課参事	田中繁美君
経済文化振興課長	武井一真君
文化スポーツ推進室長	鈴木貴久君
農林課長	大西能正君
建設水道課長	三田村尚樹君
水道整備室長	宮崎敏行君
町立病院事務局長	太田茂夫君
総務課長補佐	今滝毅君
教育委員長	大西宣充君
教育長	千葉茂美君
管理課長	後路宜伸君
図書館長	三井浩君
農業委員会会長	鹿島明博君
農業委員会事務局長	笹倉英充君
代表監査委員	有富武君
監査事務長	今野聖貴君

○書記

事務局長 前川光男 君
係長 高島和浩 君

開会及び開議宣告

○議長（齊藤 正議員） ただいまから、平成25年第3回美瑛町議会定例会を開会します。本日の会議を開きます。ただいまの出席議員は14人です。

美瑛町町民憲章の朗唱

○議長（齊藤 正議員） これから美瑛町町民憲章の朗唱を行います。
（全員起立して町民憲章の朗唱を行う）
（朗唱文の記載を省略する）

招集挨拶

○議長（齊藤 正議員） 浜田町長から、本定例会招集の挨拶があります。
（「はい、町長」の声）

浜田町長。

（町長 浜田 哲君 登壇）

○町長（浜田 哲君） 皆さんおはようございます。平成25年第3回美瑛町議会定例会、議員の全員の皆さん方のご出席をいただき開催いただきましたことに、心からお礼を申し上げます。また、先ほど齊藤議長さんの方からもお話がありました、ヘルシーマラソンなど、美瑛町の色々な取り組みに議員の皆さん方に参加、出席をいただき、盛り上げていただいていること、また、色々な活動の活性化にお力をいただいておりますことに、心から感謝を申し上げます。春先、非常に不順な天候が続いて心配をしてきましたが、暖かくなり、暖かくなり過ぎたところで雨も降りました。そういう面では、出来秋を期待したいと思っております。一方で、本州でも大きな災害が起こっていますし、美瑛町でも昨日雨で一部通行止めの場所も出ました。そういった面では、災害等に十分に対応できるような注意をはらっていかなければならない、我々の課題だと認識をしています。議員の皆さん方には引き続き、町行政運営のご指導等をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

今議会に提案をさせていただきます案件ですが、少し説明をさせていただきます。

議案第1号及び議案第2号は、税の条例の一部改正です。地方税法等の改正に伴うものです。

議案第3号、専決処分ですが、一般会計の補正予算は、自治法の規定により専決をさせてい

ただきました。

議案第4号、平成25年度美瑛町一般会計補正予算ですが、歳出で主なものは、強い農業づくり交付金事業補助金、中町団地及び南町団地駐車場整備事業、大雪消防組合負担金などの補正です。

歳入は、歳出補正に伴う国、道支出金、町債等の補正及び財源調整のための繰越金の補正です。

議案第5号ですが、平成25年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正です。施設運営事業の利益納付金の補正です。

続きまして、議案第6号から議案第9号ですが、美瑛町特別功労者の推薦です。美瑛町特別功労者表彰条例の規定に基づき、美瑛町表彰審議会に諮問し答申を得ました。4名の方は、美瑛町特別功労者で議会に推薦し、議決をお願いするものです。

議案第10号から議案第13号は、畜産担い手育成総合整備事業にかかわる請負契約、財産の取得また財産の処分です。

続きまして、議案第14号から議案第15号ですが、事務組合の規約の変更です。また、公務災害補償事務補償等組合の規約の変更ですが、北空知の学校給食組合がこの事務組合に入っていたので、議会に対し規約の変更をお願いするものです。

報告は、報告第1号、報告第2号、平成24年度の繰越明許費の計算書の報告です。

報告第3号から報告第6号は、美瑛町土地開発公社の経営状況、有限会社美瑛物産公社の経営状況、農業振興機構、丘のまちびえい活性化協会の経営状況の報告をさせていただきます。

以上、議案15件、報告6件の提案をさせていただきます。慎重なるご審議をいただき、お認めいただきますようお願い申し上げます、開会のごあいさつに代えさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（齊藤 正議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、2番森平真也議員と12番濱田洋一議員を指名します。

諸般の報告

○議長（齊藤 正議員） これから諸般の報告を行います。

前川事務局長。

○**議会事務局長（前川光男君）**

（諸般の報告をする）

（報告文の記載を省略する）

○**議長（齊藤 正議員）** これで諸般の報告を終わります。

日程第2 議会運営について

○**議長（齊藤 正議員）** 日程第2、本定例会の議会運営について、山家慶治議会運営委員会委員長の報告を求めます。

（「はい、議長」の声）

はい、山家委員長。

（議会運営委員会委員長 山家慶治議員 登壇）

○**議会運営委員会委員長（山家慶治議員）**

（議会運営についての報告をする）

（報告文の記載を省略する）

以上であります。

○**議長（齊藤 正議員）** これで、議会運営についての報告を終わります。

日程第3 会期の決定について

○**議長（齊藤 正議員）** 日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月21日までの2日間に決定したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月21日までの2日間に決定しました。

本日の議事日程は、議会運営委員会の報告のとおりです。

行政報告

○**議長（齊藤 正議員）** 浜田町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

（「はい」の声）

浜田町長。

(町長 浜田 哲君 登壇)

○町長(浜田 哲君) 行政報告を申し上げます。報告書をご覧ください。

まず第1点ですが、農作物の生育状況です。先ほどもお話がありましたが、降雨等があり暖かくなったので、作物の成長が回復傾向にあります。ただ、てん菜のように移植等が遅れたものは、雨が少なかった等の影響が出ていると判断をしています。いずれにしても、今後も関係機関と管理等十分に協議し、出来秋に向けて我々も期待をしていきたい、また取り組みしていきたいと考えています。

続きまして、ヘルシーマラソン2013が2点目ですが、交歓会は、6月8日に387名の参加をいただき開催しました。議員の皆さん方には、交歓会にも出席をいただきお礼を申し上げます。また、翌日6月9日のエントリーは5502名で、実際に走ったのは4967名です。大変暑い日でしたので、心配をしましたが、6名が町立病院を受診いたしました。1名は、町立病院から旭川の赤十字病院へ搬送されましたが、病院についてすぐ自宅に戻りました。完走率は4879名の方が完走し98.23%です。このヘルシーマラソンでは、美瑛の高校生、中学生、ボランティアの方、企業、団体、多くの方々にお力をいただき開催をさせていただいていることに感謝を申し上げます。また、引き続きよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、寄附の受領です。受領日は5月25日ですが、第1件目が、美瑛ライオンズクラブの会長村上健一氏より、美瑛小学校のスクールバンド楽器購入に30万円いただいております。これは、学校特別会計で受領をさせていただきました。

2件目が5月31日、広瀬啓一氏、美瑛町北町1丁目15番7号にお住まいですが、寄附をいただいております。美沢小学校の環境整備などに100万円の寄附をいただいております。広瀬氏は、美沢小学校に昭和24年8月から昭和41年4月までの16年7カ月在職をされた教員です。このうち昭和39年から2年間は教頭職で、美瑛町の教育の発展、また子供たちの教育に力をいただきました。この度も多額の寄付をいただきました。両者に心から感謝を申し上げ、いただいた寄附については有用に使っていただけるよう、町としても配慮させていただきたいと考えています。大変ありがとうございます。

続きまして、4件目は訴状ですが、25年4月18日債務不存在確認請求です。相手は、高齢者福祉住宅の元の入居者ですが、その方が亡くなられ、相続財産管理人の弁護士菅沼雄一郎氏より訴状を送付されております。昨年、南町の高齢者福祉住宅の入居者が死亡されました。相続人がいないことから美瑛町が居宅の原状回復工事を実施し、その工事代金を相続財産管理人へ債務の届け出をしていたところ、債務不存在確認の請求がされたという内容になっています。福祉住宅に住んでおられた方が亡くなりました。山の奥の方に一軒家で住んでた方で、そういう住宅に住みなれていないので、水洗トイレの使い方、流し等に物を置きっぱなし、また汚物、腐敗物等が部屋の中に置かれた状況が続いており、管理人も再三注意をしたり、一緒に

なって片付け等をしてきました。しかし、本人のプライバシーの部分から、それ以上の部分は拒否され踏み込めない状況で推移をしてきましたが、この方が亡くなりました。亡くなられた時に、住まいの状況が非常に劣悪な環境で放置されていたので、役場の職員が、亡くなった段階で片付け、清掃し、外部にもお願いをして片付け等を行いました。この方には親戚の方等名乗り出ただけの方がおられませんでしたので、葬儀等も町の方で準備をしました。その後、住んでいた部屋から預金通帳等が出てきました。その通帳に多額の金額があり、町としては、かかった経費を基本的には本人からいただくのが、条例上ですので、そのような対応をさせていただき、葬儀費用、外注で片付けた物等は請求をさせていただきました。しかし、その部屋の片付けが終わっても、臭い等浸透して、壁の外、床の下まで、つまり建材にもしみ渡っており、臭いが全く取れないので、その部分も条例に諮り、原状回復をせざるを得ないことから工事をさせていただきました。その金額が145万円を少し超える金額になったわけです。この部分は経年の状況変化として、検討しましたが、本人、資産に対する相続人がいなく、協議する相手がないので、条例に基づいた形で原状復旧という対応をさせていただきました。そのお金から引き去りのお願いをさせていくのですが、残ったお金は国庫に入ります。相続人がいないので国にお金が入ります。その仲介にあたる管財人が菅沼さんという弁護士になっています。今回、訴状を受け取ったわけですが、我々は、町のやった業務について理由がある、また条例に基づくものだと、今主張をさせていただいています。私どもは、この訴状を受け取るまで、弁護士さんの方からは資料だけを寄せたということで、現状は一切見ていません。業者に対する聞き取り等もされていない中で訴状にいった。もう一つは、現場を見なければ臭いとかは見えないので、我々は一生懸命片付けて写真を撮っているわけですから、そういった部分の配慮がほとんどされていなく、現状復旧の事業は必要なかったのではないかとということです。それから、この訴状で金額が145万円全額、つまり一円も出費をされることに問題があるという言い方をした訴状です。これは、経年変化の部分と言うのであれば、145万円のうちなんぼが経年変化だと、つまり何年間か住んでいる上で、やむを得ないものがあつたという算定が必要ではないかと思うのですが、145万円全部を訴状の対象にしてきているので、我々からすれば訴訟の弁護士費用を上げる、そういうための金額ではないかと、もっと細かく整理して訴状を出すべきではないかと主張しています。経年変化の部分では、他の公営住宅等も色々な面が出てくると思いますので、今後は、よく整理をさせていただきたいと思っていますが、この訴状は真摯に対応していきたいと考えています。

行政報告で町の事業の国有林の誤伐採を発生させました。発生場所は、美瑛町有林に隣接する国有林ですが、平成24年12月28日に完了の町有林管理事業で実施した間伐事業、トドマツ人工林において、平成25年5月29日、美瑛森林事務所より国有林木の無断伐採の指摘を受けました。翌30日に所員立会のうえ確認したところ、町側の誤伐採が判明しました。境

界の部分の判断を誤って1本切ってしまいました。この点は私ども町側の誤りを認め、材質は2立米、価格は1万8千円で補償する対応をさせていただきました。今後、こういったことが無いように境界の確認等、冬ばかりでなくて、よく見える夏のうちに境界の確認をしながら事業を進めるような方策を今検討させています。以上です。

○議長（齊藤 正議員） これで行政報告を終わります。

日程第4 一般質問

○議長（齊藤 正議員） 日程第4、一般質問を行います。通告の順番に発言を許します。

それでは始めに、11番角和浩幸議員。

（「はい」の声）

はい、11番角和議員。

（11番 角和 浩幸議員 登壇）

○11番（角和浩幸議員） おはようございます。よろしく願いいたします。質問事項、町立病院への療養病床導入についてです。町立病院は外来、入院合わせて年間約7万人の患者が利用する本町の中核医療機関であり、住民の健康を守る大きな役割を果たしています。医療のあり方は時代の動向により変化していきますし、自治体病院の使命としては刻々と変化していく住民ニーズに応えるべく最善の医療体制を整えていくことが求められているともいえます。

そうした観点から申しますと、現在の町立病院の入院病床について、住民が求めている病床利用のあり方とは乖離があるのではないかとと思われる現象が出てきています。すなわち、病床利用率の低下です。平成24年度の病床利用率はほぼ5割、50%をやや下回る数字で推移しています。現在98床あるベッドの半分が使われていないということは、病院経営上、非効率であるというだけでなく、住民の求める医療のあり方と差が出てきているのではないかと懸念するわけです。

医療法により病床は「一般病床」と「療養病床」に区分されます。町立病院はすべて急性期の治療を行う一般病床ですが、慢性期の長期療養を必要とする患者を受け入れる療養病床のニーズが高まっているのではないのでしょうか。特に、高齢化が進んでいる本町の特徴を考慮すると、医療と福祉の連携が不可欠です。町民からも、福祉関係の方からも、医療と福祉の中間的役割を担う療養病床を求める声が寄せられています。町が行いました町立病院に関するアンケートでも、実に72%の町民が一般病床と療養病床の併用、すなわちケアミックスを求める結果となりました。ここに町民の声が如実に反映されていると指摘したいと思います。

現状、町立病院は2階、3階が入院病棟として使用されています。このうちの一つの階を療養病床とすることは技術的にも難しくなく、ケアミックスへの転換を行いやすい環境にあると

考えます。病床の効率的利用であるばかりでなく、住民ニーズに応えるためにも、療養病床を導入する時期に来ているのではないのでしょうか。療養病床の設置について、町長の考えを伺います。

○議長（齊藤 正義員） 1 1 番議員の質問の答弁を求めます。

（「はい」の声）

浜田町長。

（町長 浜田 哲君 登壇）

○町長（浜田 哲君） 一般質問、どうかよろしくお願いを申し上げます。町立病院の療養病床導入について質問をいただきました。少子高齢化が進行する中で、本町も既に人口の3人に1人が65歳以上の方となっており、今後一層の高齢化が予測されております。このような本町の社会環境の中で、町立病院では、地域住民にとってなくてはならない救急医療や高齢化社会に対応するための医療サービスの提供に努めています。

平成24年度の外来、入院では、年間7万人を超える方々に利用をいただいている状況にあり、高齢の方々が主体となった利用構成となっています。

病床利用率では、病床利用の向上に努めましたが、議員ご指摘のとおり50.6%の実績となったところです。これは、口腔ケア、予防接種により肺炎、インフルエンザなどを原因とした高齢患者の減少によるものと思われまます。

当院では、医療・看護基準が高い一般病床の届出をしており、入院基本料、平均在院日数の基準により長期入院患者には、ご理解をいただきながら退院調整をさせていただいておりますが、昨年実施した町民アンケートでは、一般病床と療養病床のケアミックスへの期待も70%を超えるなど、長期入院への患者・家族の要望も高まっている状況にもあります。

住民ニーズへの対応、病床の有効利用を含め1病棟を療養病床へ転換とのご質問ですが、転換により一般病床での平均在院日数の調整が容易になることが考えられ、また、長期入院患者の受入れにより病床利用率の改善につながるものと思われまます。一方、療養病床に係る入院基本料が一般病床入院基本料と比べ大きく減算となります。検査、投薬なども基本料に包括となることから、一層の減収となるため、入院収益が大幅に低下し、病院経営の厳しさが増すものと予想されます。加えて、一般病棟内に内科、外科、整形外科が併設となることにより、感染症患者の隔離など、病床コントロールが求められます。特に、術後の感染症は患者生命に関ることから、この対策が重要な課題ともなります。

今後の医療制度改革、診療報酬改定における療養病床の取扱い、感染対策に対する課題・懸念がありますが、医療・福祉の連携を深める中で、町民の方々が期待する療養病床設置に向け、病院内部での検討を進めまます。以上です。

（「はい」の声）

○議長（齊藤 正議員） はい、11番角和議員。

○11番（角和浩幸議員） はい、11番角和です。では再質問をさせていただきます。ご答弁の中で療養病床の設置のメリットとデメリット、両面のご説明がございました。確かに入院収益が減少する可能性があるというデメリットもございますが、それでもなお、私は療養病床を設置することのメリットを重視していきたいと思う立場です。その理由は、先ほどの質問の中でも触れさせていただきましたが、端的に申しまして、町民からの要望が多いのではないかとことです。町民アンケートの70%以上の方がケアミックスを望んでいる結果が、まさにそれを示していますし、その他でも実際にそのような声を、私自身よく耳にするところです。そのような方々、療養病床という用語をご存じではない方も多いのですが、そのような方でも自宅での生活は、不安や不便もあるのだが、退院しなければならないんだよねと、もう少し入院していたいなということをおっしゃる方もおりましたし、また、福祉関係の方からは退院された患者さんが、施設への入所を希望する人が多い、何とかしてあげたいが部屋数にも限りがあり、順番待ちの状況になっていると、何とかしてあげたいがどうすることもできないという声も届いています。このような方々の要望に応えるのが、他にもない療養病床の設置ではないかと思います。一般病床で治療を受けて退院した後、自立した生活ができればもちろんそれに越したことはないのですが、しかし高齢化が進んで、また単身世帯が増えている、このような現状の中で、住民の生活環境は大きく変わってきています。入院治療が終わったが、そのまま安心して自宅にお帰りすることができない方々、患者さんが増えてきています。そのような社会状況の変化に対応していくことも町立病院の使命ではないかと思っています。現在、町立病院の入院患者さんの年齢構成は、60歳以上の患者さんが9割を占めている状況にあると伺っています。ご高齢の患者さんが多いということは、それだけ医療と福祉の連携がより一層求められている、そのような状況にあると言えると思います。そのような色んな思いを含めまして、再質問させていただきます。先ほどのご答弁の中で、療養病床設置に向けての病院内で検討をお進めになられるということでした。これは、これから検討をなさるのでしょうか。あるいは、既に検討が始まっているのでしたら、今までのところどのような方々が検討なさって、これまでのところどのような意見が出ているのか、そのあたりの具体的な検討内容をお尋ねさせていただきます。よろしくお願いします。

（「はい」の声）

○議長（齊藤 正議員） はい、浜田町長。

○町長（浜田 哲君） 再質に答弁を申し上げます。療養病床の導入のメリットを重視したいという再質です。実は、この療養病棟の導入は、もう5年以上前に、町長の方から一度検討を指示したことがあります。入院のベットの稼働率が70%を切るという状況のときに国側も、この利用率が低いものは交付税等の対応に差をつけるという、基本料に差をつけるという手厳し

い対応を国側から出てきた状況がありました。そんな中で、国の方から地域の病院を追いつめるのであれば、我々は地域の病院として住民の方々に喜ばれるものを検討しようと論議をさせていただきました。しかし、町と病院側との話の中では、70%をちょっと切ったぐらいの時だったので、今入院は2階と3階という形で部屋をとっていますが、70%だと、例えば3階の一部を療養病棟にせざるを得ないと、壁で区切ったり、色々な問題が出てくるので導入しづらいと。もう一つは、療養病床を導入すると基本料が相当下げられます。つまり、同じ医療行為をしても、それに見合う金額が下げられますから、今の状況では1億円以上のお金が減ってくると見ています。1億円では止まらないと見てますので、病院に対する町の支出、繰出金が非常に増えてくることが予想されました。もう一つは、働いている先生方、看護師の方々、労働条件の環境ですが、療養病棟の導入になると労働環境が厳しくなり、夜間の部分や労働の質も非常に厳しくなりますから、病院側との同意、それから協調関係、協力関係をとらなければならないので、こういった課題がその段階で生まれました。そういう中で、当時は今のような状況で推移を見ようということであつたわけですが、私は、住民の方々の希望等を伺えば、療養病床は非常に町民の方々にとって安心できるものであるという理解を私自身も持っています。今回、昨年あたりから50%のラインがベッドの稼働率になってきましたので、以前検討した病院の区切りが、今度は2階と3階で区切れる状況が出てくるので、大きな工事は発生しないし、例えば感染症なども、ある程度、以前検討した段階よりも、線を引きやすいということですので。そういう面ではこういった取り組みに課題が一つ少なくなったと見ていますが、労働環境の問題、お医者さんの確保も非常に厳しい状況である。また看護師さんの確保も非常に厳しい状況の中で、療養病床を持ちながら、町立病院が経営できるのか、できないかという問題があると判断をしています。それから経営する上での収入減が大きいわけですが、町としても、その部分の負担が多くなれば、住民の方々のためという判断が起これば対応するスタンスは持っています。そういう面から、労働環境、先生方の確保、看護師の方々の確保も含めて病院内での検討が一番重要になりますので、今回引き続き病院内での検討を一步進めて検討していきます。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、11番角和議員。

○11番(角和浩幸議員) 11番です。ご説明いただきました。まさに検討が始まっている段階と受けとめさせていただきました。療養病床を導入するかどうか様々な観点から検討なさると思うのですが、その検討の期間、区切りの目途は、いつまでに結論を出すということは決まっているのでしょうか、それを再々質で伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、浜田町長。

○町長(浜田 哲君) はい、病院内での検討を更にしてこうと、私どもお話をさせていただ

ていますから、基本的には年度内で、病院内の検討の結果を出していくのが基本的なラインになるとに思っています。ただ問題が、例えばお医者さんの確保、看護師さんの確保、そういった部分の結論が出たとしても、すぐ対策をとれるか課題は残ってくる可能性があります、検討はそういう期間を視野に入れて始めたということをご理解いただきたいと思います。

○議長（齊藤 正義員） 1 1 番議員の質問を終わります。

次に、3 番佐藤晴観議員。

（「はい」の声）

はい、3 番佐藤議員。

（3 番 佐藤 晴観議員 登壇）

○3 番（佐藤晴観議員） おはようございます。今回は町長に質問させていただきます。質問事項、丸山通り道路整備計画の状況とその後の展開は。丸山通りの整備計画は昨年度に基本設計が行われ、本年度は実施設計が予算化されており、来年度には着工予定で、計画が具体的になってきておりますが、地権者や地元の方々同様に町民の関心も高いところです。

平成23年12月の定例会で一般質問をさせていただき、商工会や地権者・地元の皆さんと協議を重ね、早急に北海道との協議を進めたいと答弁されましたが、その後の進捗状況はどの様になっていきますか。

また、本通りと並ぶメインストリートである丸山通りを「日本で最も美しい村」に相応しい街並みとするために、道路や歩道が整備されれば、自然と建物にも目が向くと考えられ、本通りと同様な区画整理は無理であっても、丸山通り沿いの新築や改修に一定の基準を設け、基準を満たす場合には、なんらかの支援策を検討すべきと思いますが、町長の考えを伺います。

よろしく申し上げます。

○議長（齊藤 正義員） 3 番議員の質問の答弁を求めます。

（「はい」の声）

浜田町長。

（町長 浜田 哲君 登壇）

○町長（浜田 哲君） 3 番佐藤議員よりの一般質問、答弁をさせていただきます。丸山通りの道路整備計画の状況とその後の展開は、非常に我々も重点事業として視野に入れていきますから、その点の質問をいただきました。現状について可能な範囲で、できるだけの説明をさせていただきます。丸山通りの進捗状況ですが、平成24年度に北海道大学との連携により、町中の賑わいづくりのために検討を行いました。その後、北海道等の関係機関と協議を行い、歩行者に優しい歩道整備、十勝岳連峰を望む丸山通りの電線地中化による景観整備の推進等の検討を進めてきました。

現在は、丸山通り線実施設計業務の発注、国・北海道に対して来年度事業の補助金要望、丸

山通りの都市計画道路の変更手続き、そして地元説明会を行っております。地元説明会は、今後行う予定です。

町としても丸山通りの再整備は、中心市街地の活性化のためにも重要な事業として位置づけしており、街路事業として平成26年度の事業実施に向け取り組んでいます。

丸山通り沿いの新改築の支援策は、美瑛町商店街再編整備助成条例等も含め、各関係機関との協議等も行う中で、今後の推移を見ながら検討したいと考えています。以上です。よろしくお願いいたします。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、3番佐藤議員。

○3番(佐藤晴観議員) はい、後半にありました丸山通り沿いの新改築の支援策は、より良き街並みとなるようにぜひともご検討いただければと考えています。そして、前段にあります丸山通りの本当の道路の整備計画の件ですが、地元説明会を今後も行っていくということですので、地元の方々達もまだ色々と心配事もあるようですので、ぜひとも慎重に、一つでも多く問題をクリアしながらやっていただけたらと思っております。そこで再質ですが、通告書にも書きましたが、町民の関心も非常に高いところですので、町民への周知をどのようなタイミングで、どのような方法を考えておられるか伺います。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、浜田町長。

○町長(浜田 哲君) 再質ですが、まず、この丸山通りには、区画整理事業という手法を長く検討され、私もそういった事業で着手できるのか、色んな関係者の方々にもお力をいただきながら、道なり国なりと協議をしてきましたが、国の方針、道の方針等で、区画整理事業としての事業実施は厳しいと、いつになるかわからないということでした。美瑛町においての本通りと並ぶ中心道であり、街路であるこの通りを、丘のまちびえいにふさわしい道路にしていく、通路にしていく、街路にしていくのは重要な事業だと認識をして、住民の方々ともこれまで協議をしてきたところです。昨年ですが、住民の方々の協議の中で、区画整理事業が困難であれば、街路等の事業で取り組みを進めるのはどうだというお話をさせていただき、住民の方々、関係機関の方からそういう方向で止むを得ないのではいか、また、そういう方向で事業を進めてもらいたいという話になりました。そんなことから今回事業に取り組むべく、設計業務等の発注もさせていただきました。都市計画道路の変更手続きも、道との一定の話し合いがついている状況です。どのように地元と対応を進めるかですが、基本的には本通りの事業は、区画整理事業の中で建築協定等色々厳しい条件をクリアしながら、事業を進めてきたという経緯があります。街路事業になると、こういった部分が非常にゆるいので、この部分も含めて住民の方々とどういった事業として実施できるのか、よく協議をしていくことが何よりも重要だと思っ

ています。今のところ駅前から役場のところで検討していますが、ゆくゆくは丸山公園の十字路までを事業としたいという考え方ですので、そういった説明をしながら、まず第一には地元の商店街、地元の住人の方々とよく協議を進めることが、何よりも中心と思っています。町としても、駐車場の整備、質の高い道路環境をつくるために色々と協議をさせていただいていますから、そういった部分もお話をさせていただきながら、地元の方々との協議を優先させていただきたいと思っています。そういう中で一定の方向が見えてきた段階で、広報等通じて住民の多くの方々にご理解いただける、またご意見をいただけるような方向性を探っていきたいと考えています。今のところはそういう準備をさせていただいてるということで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（齊藤 正議員） 3番議員の質問を終わります。

10時40分まで休憩いたします。

休憩宣告（午前10時22分）

再開宣告（午前10時40分）

○議長（齊藤 正議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番森平真也議員。

（「はい」の声）

はい、2番森平議員。

（2番 森平 真也議員 登壇）

○2番（森平真也議員） はい、よろしくお願ひします。私からは、町長に2問質問がございます。まず1点目が、農業労働者確保のための体制整備についてです。美瑛町では、高収益作物と見込まれるトマトを振興作物と位置づけ、新規作付者や増反を図るため、「高収益作物振興対策補助事業」など施設整備の助成を行っています。トマトは、生産の安定性やニーズの増加により経営の安定も見込まれますが、他作物に比べ作業量が多く、増反に向けて労働力の確保が大きな課題です。

トマトだけではなく、これから、安定した農業経営をしていくためには、野菜品目の導入は不可欠であり、ますます労働力が必要になることが想定されます。

農業労働は、季節により作業が集中してしまうため、地域内の雇用では限界があります。他産地では外国人研修制度や、農作業ヘルパー制度など労働力確保のための様々な取り組みが行われています。本町の基幹産業である農業を守り、発展させていくためにも、町として労働力確保に向けた体制整備をしていくべきではないでしょうか。

農業労働力確保に向けた対策について、町長の考えを伺います。

2点目、美しい村づくりの総括と今後の取り組みについてです。2005年に、浜田町長が発起人の一人となり美しい村連合が設立され、今年で8年となります。その中で、加盟町村は

49となり、その取り組みは世界へと広がり、各方面からも注目されています。

一方、この8年でどのような活動が行われ、町民にとってどのような効果が出ているのか分からないという声も多く聞きます。こうした取り組みは一朝一夕に効果が出るものではなく、またその効果も見えにくいものであることも理解します。

しかし、美しい村づくりへの取り組みは、町長の施策の柱であり、農業や観光、生涯学習など広範な分野に展開されています。設立から8年が経過し、これまでの取り組みの中で効果や課題も明らかになり、これから目指すべき方向性が見えてきたのではないのでしょうか。

美しい村づくりについて、これまでの総括と、これからの方向性について町長の考えを伺います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（齊藤 正議員） 2番議員の質問の答弁を求めます。

（「はい」の声）

浜田町長。

（町長 浜田 哲君 登壇）

○町長（浜田 哲君） 2番、森平議員よりの一般質問に答弁をさせていただきます。まず一つは美瑛町のまちづくりの大きな柱です、農業の振興のご質問をいただきました。農業労働者確保のための体制整備ということです。議員のご質問のとおり、高収益が期待されるトマトなどの施設野菜や葉物野菜などは、定植、収穫等の農作業を機械化する技術がまだまだ確立されていないことから、人的労働力に頼らざるを得ない状況にあると言えます。

現在、美瑛町ではトマトの生産面積を将来的に現在の約2倍の60ha程度まで増反する計画を立て、美瑛町のブランド力を生かしたトマトの産地化を目指すためにも、計画目標達成と安定した生産体制を確立するための労働力確保は欠かせないものであると考えます。

そこで、美瑛町農協では本年の試験的な取り組みとして、都市部の方を対象に5～6名の季節雇用を計画しており、また、次年度からは、今年の結果を踏まえて順次人員募集を図っていく計画を持っておりますし、海外からの農業研修生受入れも比較検討しているところです。

また、美瑛町農業振興機構では本町での農業体験や就農希望者を積極的に受け入れることで、労働力と新規就農者の増加に繋げようとしております。

美瑛町としても、町外からの特に都市部の方々を対象にしたこの取り組みは今後の労働力確保に向けて受入れ体制の整備などが重要な方策であると考え、美瑛町農協、美瑛町農業振興機構や他の関係機関と協議しながら支援体制の強化をしております。

続きまして、美しい村づくりについてのご質問です。美しい村づくりは、地域ブランド「美瑛町丘のまちびえい」をブランド化しようという取り組みですが、この点のご質問をいただきました。「日本で最も美しい村」連合の設立は、平成17年市町村の大合併により、3200以

上の自治体が1742自治体と減少した大きな変革のときでした。

連合は、厳しい条件下にある小さな町や村が自立しながら、自然や風土、芸能や文化を守り育て後世に伝え残し、自らの町や村に誇りを持って「まち」の発展に取り組むこと、そして地方から全国へ情報を発信することができることが重要と考え、7つの町村からスタートしました。設立以来8年が経過し、美しい村連合に加盟する仲間も全国に広がり、今日49の町や村で組織するまでに成長しました。

また、「日本で最も美しい村」連合の活動に、企業や個人サポーターなど500を超える方々の支援をいただくまでになりました。

このことを考えますと、一つの大きな役割を果たすことができたと考えております。これからは、加盟する町村が持っている地域の財産をブランド化し活性化のための取り組みを実践していく時を迎えたものと思っております。

平成25年度の総会では、加盟町村が組織する幹事会の設立をいたしました。それぞれのまちづくりの情報交換や連合の事業提案など活発な議論がなされていくものと期待をしています。

美瑛町も、2015年に開催する「美しい村世界大会」に向けた準備をするプロジェクトチームを立ち上げました。

町内の22団体で組織する「美瑛町美しい村づくり協議会」の活動を柱に町民の皆さまのご支援をいただき、美瑛町の美しい村づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、2番森平議員。

○2番(森平真也議員) はい、2番森平です。それでは、1点目の農業労働者確保に関して再質問させていただきたいと思っております。まず、体制整備に向けて町も前向きに取り組んで進んでいただけるということで、非常に心強く思っています。労働者確保の問題ですが、農家の方々にとっても非常に切実な問題だと私は思っています。実際、個人の農家さんが募集をして、例えば宿泊場所を確保してということは、これは難しいことで、ご答弁にあったように町を中心に、農協あるいは農業振興機構、関連組織で体制をつくっていく必要があると思っております。事例を言うと、具体的な市町村は挙げないのですが、非常に近隣の市では、自治体が宿泊施設を整備して100人規模の農作業ヘルパーの派遣を確立しているところがあります。たぶん言わなくてもわかると思いますが、一方で、募集や派遣の経費、宿泊施設の運営費、非常に大きな経費がかかっているという話も聞きます。その他にも外国人研修生の受け入れ、これも非常に経費がかかるとは思いますが、この本町の農業を守る対極的な観点から、こういった設備、宿泊施設の整備、あるいは確保のためのソフト事業の経費、そういったものの支援が必要なのかなと思っておりますが、これらの体制の整備について、少し具体的に町長から考えを伺えればと思います。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) 浜田町長。

○町長(浜田 哲君) 再質に答弁を申し上げます。労働者確保、町も積極的に対応せと、特に宿泊施設等の事業も行っている市があるということです。私もその辺は、これまでもいろいろと検討をしてきましたし、重要な施策だと思っています。労働者の確保等の施策は、基本的には農家の方々と、そこでの中心機関である農協さんの大きな事業だと思っています。しかし、今まで行政の方でもそういった部分をただお任せするだけでなく、町はどういうことができるのかを、重要なことだと認識をしています。労働力の関係ばかりでなく色んな案件がありましたから、行政としても手を打てるように振興機構を立ち上げた経過です。この部分は、農業振興機構の方に重要案件として数年前から指示をしています。基本的には、農協さんとの協議の中でどういうものが必要なのかいろいろと検討させている状況です。このスタンスはご理解をいただきたいと思います。そんな中で、労働者の確保の部分は、農協さんの方から宿泊関係の施設を、農協さんも取り組みをするが町の方もいろいろと前向きに検討してくれという意見をいただいています。先日、東京の方に行ったときに農水省側に内々の要望等を渡す準備をしてきました。1点はトマトの施設ですが、今の選果施設より更にレベルの高い、また容量のある選果施設を来年検討したいとお話をさせていただきました。それから、今中町にある、美瑛町の雇用、農業の関係する方々が宿泊する施設ですが、これを新しく建築をしたいと、農水省側からの適切な財源等を確保したいので何かないかと要望をしてきましたが、施設の建設に向けて、取り組みを前向きに進めている状況をご理解いただきたいと思います。

それからもう一つは、労働力の確保と、新規就農者の農家になる方々を地域に迎え入れること、これは農家の方々のご子息の就農も大きな課題ですが、そういった農家の方々を確保する部分でも、地域に対してどういう政策をするのか、機構の方にも指示しています。私も重要な政策だということで、今動いてる状況をご理解いただければと思います。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、2番森平議員。

○2番(森平真也議員) はい、ありがとうございます。今答弁の中に宿泊設備も検討されてるということでしたので、ぜひとも実現していただきたいと思いますが、募集するにも住む場所が無ければ来ていただくこともできないので、かなり急ぐのではないかと思います。働く人にとって住む場所は非常に大事なもので、ただ寝泊まりできればいいというものではなく、せっかく美瑛に来たいと、農業をやりたいという志を持った人たちがそこに集って、交流して、その中から新規就農しようという人であったり、これから美瑛に定住しようという人が出てくるような、非常に良い思い出になるような設備、施設になってほしいなと思います。もう1点、最後の方に町長からもあったのですが、今朝の8時前ぐらいのNHKのニュースを見ていたら、

漁村で漁師が不足していて、若者を連れて来ようと、町がその定住促進住宅を用意して、10年間は格安で泊まると、そこで漁師になるために頑張るということをやってきました。若者のサポートをしていくところで、今前段では研修の話だったのですが、例えば農業法人に就職するだとか、新規就農を目指すという、非常に不安定な所得のときに、住環境が整備されれば、美瑛に来ようという方も多くなるのではないかなと思います。こういった、農業に従事するための定住促進住宅の整備について、考えを伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) 浜田町長。

○町長(浜田 哲君) 新規就農の方々の迎え策も必要だということではありますが、今年農協さんの方で、労働力を確保するための宿泊できる施設を何とかつくるという話も伺っています。町も、農協さんの取り組みと重ね合わせながら、我々も積極的に取り組んでいきたいと思っています。新規就農者への方々の対策も、今美瑛町空き住宅対策も、今検討させています。これは、活性化の組織の中で検討させていますが、当然美瑛町で住みたい、また美瑛町で働きたい方々を迎え入れる政策にもつなげることになると思っていますので、そういう施設も活用が可能だと判断をしています。それからもう一つ、今検討しているのは、以前二股の方に法人で働く方に公営住宅を一棟試験的に建てさせていただき、どういうふうに使われるかですが、今の段階では有用に使っていただいていると判断をしています。そういう政策の延長として、新規就農を迎えられる体制のある地域においては、町も公営住宅なり町営住宅の建設を視野に入れていくことで、今協議をさせています。いずれにしても、美瑛町では農業を柱にまちづくりを進めていますので、その柱の中に若い人たちが入っていただけることは重要な施策です。農業の8次計画を農協さんが中心になってつくりますが、私の方としては新規就農の課題になる部分を見直せるものは見直してほしいという話もさせていただいています。具体的には新規就農で1町5反農地を持たなければならないという状況ではありますが、こういった部分も、トマトでは1町5反持つと、かえって土地を持つのが厳しく足かせになってくるという状況もあります。他のトマト産地では、5反程度で農家になれるという制度を行っているところもありますので、施設野菜等の導入で農家の方々に参入をしていただくとなれば、農業政策全体の見直しも必要になってくると認識をしています。以上です。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、2番森平議員。

○2番(森平真也議員) ありがとうございます。次に質問を変えます。質問事項の2、美しい村づくりの関係を再質問させていただきたいと思います。今回質問させていただいたのは、事前に言うておきますが、批判的に見てるわけではなく、むしろ町を挙げて取り組んでいきたいと思っているから質問させていただくということですので、そのために、この取り組みがどう

だったのかを、きちんと町民の皆さんに届けていくことが必要という観点です。最初の質問にも述べたのですが、町民からなかなかメリットが見えてこないとか、そういう声を多く聞くわけです。実際、メリットが出てきてないということよりは、私はうまく伝わってないのではないかと思います。これ町民だけかという、みんなに聞いたわけではないですが、議会の中でも、この取り組みに賛否があるのではないかなと思います。そろそろ議会も町民も、町を挙げて取り組む体制になればなと私は思っています。これからどんな効果があったとか、そのためにこれまで何をやってきて、どんな効果が出てきたかを、しっかりと町民に向けて伝えていけば、理解していただけるし、そのことで、みんなまちづくりに参加していこうとなるのではないかなと思いますし、町民の皆さんも知りたがってるのではないかなと思います。連合の会長として、外に向けて発信することも大事だと思うのですが、加盟町村の町長としても、内側に向けての情報発信も、私は重要なかなと思います。もう1回聞きたいのですが、町民に向けて、それから我々議員に対しても、町長が実はこういうことをやりたかったのだということが、もうちょっとわかるように、もう1回、この実績とか色んなこれまでの取り組みについて、ご説明をいただければと思います。

もう1点が、この情報発信ですが、町の広報で行事の報告とか載ってるのですが、大事なのは報告ではなくて、こういうことをやっていくのだというビジョンが町民に伝わっていかねればいけないと。町民が一丸となって美しい村づくりをしていこうという菌を作るための情報が必要ではないかなと思いますが、町長が目指すビジョンを発信するという、町民に向けての情報発信の考え方、以上の2点を伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) 浜田町長。

○町長(浜田 哲君) はい、かなり抽象的な部分もあり、どういうふうに答えたらいいか少し悩んでいますが、一つは、この美しい村連合を設立したのは、基本的には情報発信です。当時は合併とか、地方の役割が非常にないがしろにされている状況のなかで、地方の存在を一体どういう風に我々が、国やそして国民に理解をしていただくような、大事なものだとして理解をしていただけるかを検討したということ。それからもう一つは、美瑛町のまちづくりの中で、丘のまちびえいが出来上がったと、この重要性の部分を中心に生かして町の発展のために役立てたい、その2点だったと思います。しかし美瑛町だけで単独に情報発信をするのは非常に弱いです。これは東京が情報発信すればテレビは扱ってくれますし、石原知事とか橋本知事とか、みんな話題にしてくれるわけですが、地方からだとなかなか難しいですから、それを組織化することによって情報能力を大きくしようということが、この連合の目標です。連合を作ったこと自体は、町民の方々に何か利害が利権が出るということではないと理解をしていただきたいと思います。ただ、この美しい村をつくることによって、美瑛町自体がブランド化することは

大きな目標です。ブランド化することにより何が生まれるかは、いろいろな論議はあると思いますが、例えば農産物は、非常に質の高いものだということを、美瑛町を知っていただくことによって広がっていく、また、観光に来ていただける方々に日本で最も美しいのだ、そういう町に来ていただけること、そのことによる価値は非常に大きなものだと思いますし、住民の方々が、美瑛町は日本で最も美しい村だと、丘のまちびえいだと、どこにいても情報を発信できる、住民の方々にとって大きなプライドになると理解もしています。そんな形で、この連合を立ち上げたことをご理解いただきたいと思います。思ったよりも数が増えまして、今年もまた7つ審査を受けたいということで、その内いくつ合格するかわかりませんが、50を超えることは間違いないと判断をしていますから、この美しい村連合は、企業が約40社、サポーターの方々が400人以上おられます。企業は1社10万円以上のお金、100万円のお金を払ってくれている企業もありますし、個人サポーターは1年間5千円の会費を払って、あまり身入りは無いのですが、町づくりの紹介等をさせていただいている状況です。そんな面から、民間の方々から1千万円のお金を使わせていただいて、運営をさせていただいています。そういう面では美しい村づくり連合を作って、ブランド化をして、地域からの情報を発信するという目標は、まだまだ道は半ばです。例えば、世界遺産と比べると、知名度もまだまだ低いし、ただ我々が言ってるのは、我々は遺産にはなりたくないと言っています。遺産は現状を保持することです。現状を保持することが未来を見つめる事ではありませんので、そういう意味で美しい村は遺産ではないと取り組んでいますし、数年前に文藝春秋か週刊誌の方で、世界遺産と美しい村を比較したキャンペーンを、私どもはお金を出しませんでした。彼らは勝手にやってくれた経過もあり、色んな広がり方をしていると、道半ばだをご理解いただきたいと思います。東京にも事務所を設立し、東京発の情報発信も取り組んでいます。もう一方で、議員からご指摘いただいた、町民の方々はどうかということですが、美しい村協議会、20以上の組織が関わっていただいて、美瑛町を美しい村としてつくり上げていこうという取り組みをしていただけていますが、これは非常に大きな活動だと思っています。缶トリー作戦も今年は400人以上の方々が集まっていただくことになっていますし、そういう面では、住民の方々が丘のまちびえいを美しい村として、さらにまた将来を見据えていこうという取り組みをさせていただいていることに感謝をしています。美しい村の連合の組織の確立の部分では、ある程度方向が見えてきましたし、東京事務所の設立まで来ましたので、自立運営である程度進んでいくのだろうと思っておりますが、課題なのは、会員の町や村が美しい村としてのメリットを享受できる、そういう存在になるかどうかですから、美瑛町は会長の町ですから、率先して、美しい村によってメリットがあるということを今後提案できる、そういう活動に取り組んでいきたいと思っております。丸山の街路の整備等も、美しい村を表現したいと思っておりますし、またスーパーの空き店舗等の改築も、美しい村という情報を発信したいと思っておりますが、住民の方々が本当

に安心して楽しく住める町であり、ブランド力の持った美しいまちであると、そういうまちづくりに、この美しい村の方向性を見据えていきたいと考えています。具体的になかなか見えない部分もありますが、今後の方向は、住民一人一人が美しいまちづくりにどういうふうに参加するか、どういうふうに積極的に取り組んでいくかをこれからの課題として取り組んでいきたいと思っています。以上です。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、2番森平議員。

○2番(森平真也議員) はい、ありがとうございます。よくわかります。町長は、効果は情報発信だとおっしゃったのですが、私はもう一つあって、人づくりだと思ってます。町長から出るかなと思ったのですが出なかったのので、私から言わせていただくのですが、私も農協にいたときに、山形県の大蔵村だとか岐阜県の白川村とかにも連れて行っていただきましたし、あと四国の馬路村だとか上勝町とか小さな町や村でも非常に頑張っているところに行って、非常に感銘を受けて吸収できたと思っています。人づくりの大事なところだと思いますし、町長もお気づきだと思うのですが、そういう町や村の人達は、非常に生き活きと我が町のために頑張っていると感ずきますし、1人の町長や村長が頑張ってみたって町民が一丸となっているところには敵わないんじゃないかと思います。ですので、そういった町全体のおもてなしとか心遣いを考えると、2015年に世界大会がありますが、その時に美瑛町全体でそういった気運になっているのか、まだそこまでいってないのではないかと私はちょっとと思っています。だからこそ人づくりを大事にしていきたいということで、最後に大事なところを聞きたいと思いますが、この美しい村づくりの活動は、町長も遺産ではないと言いましたが、出来上がったものを守っていただけとか、ただそういうところが集まってPRするというだけではないわけですよね。そういうものが完成されているものではなくて、日本全国、あるいは世界との交流、連携を通じて、更に美しい村になっていこうという、そういう取り組みであると考えたら、これまで町長、色んな全国各地、また世界の美しい村を訪れたり、またその町長、村長、住民とも交流をされてきたのだらうと思いますが、この8年の取組み、交流の中で、これから美瑛町がどんな美しい村になっていくべきか、そろそろイメージができたのではないかと思います。最後に、町長が目指す美しい村とはどんな村なのか伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) 浜田町長。

○町長(浜田 哲君) 人づくりは重要な施策として認識しています。今年も新しく人材育成のための予算を確保して、美しい村連合を見ていただく、またそれ以外に人材育成、色んなところで検討、研究してもらい、また交流してもらい、そういう政策を打ち出したところですから、ここはご理解いただいていると思っております。そんな中で、美しい村としてどういうことを

見せているのだということですが、美瑛の町をどんな姿にとか、そういう具体的なことよりも、私自身は美瑛の町を公共の財産として、しっかりとつくり上げていく、それが町長の仕事だと思っています。ですから色々な方々が来ていただく、色々な方々が関わっていただく、そういう中で美瑛町が国の財産として町がそういう見方をされるようなことを目標にしてるとご理解をいただきたいと思います。そのために景観づくりについては北大との連携をしたり、町の活性化等については、札幌市立大学とも連携をしています。また当然、経済関係の団体とも色々な取り組みをすることで、その町が地方自治体として何かするというだけでなく、財産として町を作れることを目指しています。先日、北瑛の学校を美瑛町の食の拠点として情報発信ができる施設にしたいということ、もうひとつは、若いシェフを人材育成する場としての機能を持たせることで、民間との共同事業として立ち上げ、建築をする地鎮祭等を行いました、その時にこういうことをお話をさせていただきました。美しいまちを作りたいと、美しいまちでありたいと、そのためにも景観や農業を守り、そして今ある美瑛町の財産をしっかりと守りながら、その上で育てていきたいという話を一つしました。美しいということ。それからもう一つは、楽しいということです。それは、人と人とが交流をできたり、文化やそれから色々な商業活動ですとか、そういうことが町の中で繰り広げられていて楽しいという、町の中に楽しさがあるということを目指しているということです。それからもう一つが、やはり美味しいということです。美味しいということは、美瑛町は農業を柱としたまちづくりをしていますので、その情報を発信するために美味しいということは欠かせない取り組みだと話をさせていただきましたが、そういう取り組みを重ねながら、美瑛町のまちづくりを進めていきたいと考えています。

○議長（齊藤 正議員） 2番議員の質問を終わります。

次に、9番穂積力議員。

（「はい」の声）

はい、9番穂積議員。

（9番 穂積 力議員 登壇）

○9番（穂積 力議員） 9番穂積力。質問事項、美瑛町自然の家について。質問の要旨、質問の相手は町長です。美瑛町自然の家は、美瑛町立二股小学校の閉校に伴い、宿泊研修施設として改修され長きにわたり多くの方々に利用されてきました。これまで一年を通して研修の受け入れを行っていましたが、近年では利用者の減少から夏季期間のみ研修を受け入れている現状であり、地元住民からは施設が閉鎖されるのではないかと心配する声も上がっています。利用者の内訳を確認したところ、本町の小中学生及び一般町民の利用は僅かではですが、町外から毎年のように利用してくれる団体もあります。

美瑛町自然の家は、周辺の豊かな自然を活かした自主的な研修により児童、生徒の健全な育

成を図るとともに、生涯学習、スポーツ活動の場として広く活用することができる施設であるという観点から次の2点について町長に伺います。

(1) 町外の方はもちろん、本町の町民にも認知されていない、また、利用者も極めて少ないのが現状です。しかし、この施設を利用していただければ素晴らしさを理解してもらえますと思いますが、今後の利用者拡大に向けた具体的な方針について伺います。

(2) 施設周辺の環境整備として、携帯電話が圏外であり使用することができません。改善が急務であると考えますが、圏外解消に向けた取り組みについて伺います。

質問2番目です。質問事項2、美馬牛公園の環境整備について。質問の相手は町長です。質問の要旨、美馬牛公園は、隣接する美馬牛神社が9月上旬に行う水天宮祭や初詣の広場として、美馬牛市街地の住民にとって必要不可欠な公園です。しかし、町道美馬牛西1番線側に松の木が生い茂り、日当たりの悪い状況となっているとともに、公園の設備である便所が老朽化により入口ドアを破損しています。このような状況から美馬牛市街行政区からも公園の改善、松の木の間伐等を要請する声が上がっております。

美馬牛市街地は地元の住民はもちろん、観光客の往来も多い地区であり早急な改善を要すると考えますので、環境整備について町長に伺います。以上です。

○議長(齊藤 正議員) 9番議員の質問の答弁を求めます。

(「はい」の声)

浜田町長。

(町長 浜田 哲君 登壇)

○町長(浜田 哲君) 9番穂積議員の一般質問2点について答弁をさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。美瑛町自然の家は、平成2年3月に二股小学校閉校後、改修を行い、宿泊研修施設として同年8月にオープンしました。

この自然の家は、昭和56年に改築した二股小学校の校舎を利用しているため、建物は、今年でまる32年が経過し、自然の家としては23年目になります。

開設以来、通年で利用できる施設として多くの町内外のサークル、団体グループのご利用をいただいておりますが、平成14年頃から施設利用者数が減少し、特に冬場の利用者の減少などから暖房等の費用対効果を検討し、平成18年に地元の二股行政区との協議を得て、平成19年度からは、6月から9月までの4か月間の運営としました。

これまでの利用者数の実績は、多い年で年間3千人を超える利用者がありましたが、平成19年度に4か月営業となってからは、毎年300人から500人の方の利用者数となっております。

利用者団体の主なものは、二股地区の農業法人と東京経済大学の葵祭との縁から同大学の指定研修施設として位置づけられ、毎年、延べ150名ほどの学生が農作業体験も兼ねて地元と

交流を行っているのははじめ、旭川市内の高校の書道合宿や各大学のゼミ、サークルの合宿所として、町内では、拳法クラブ、山岳会、中学生の利用があり、主に学生の夏休み期間に集中しています。

1点目の今後の利用者の拡大に向けての具体的な方針についてのご質問ですが、本年度は、夏休み期間中の大方の土曜日、日曜日の予約がほぼ埋まってきておりますが、期間中の平日予約があまり無い状況のため、親子間、グループでの利用者の獲得方策として、親子共同で自炊作業を実施できる施設であることを利点に、町広報誌を通じて案内をしたいと考えています。また、施設をはじめ施設備品が老朽化していますが、当面は、大規模な改修は実施せず、維持修繕を行いながら管理、運営をします。

2点目の携帯電話が圏外のため通話できず解消に向けた取り組みについてのご質問ですが、現在、美瑛町内には、携帯電話各社が設置した基地局が30基ありさらに今年度、9基の新設基地局を整備する予定になっています。

町としては、景観審議会の意見を聞き、景観をできるだけ損なうこととならないよう携帯電話会社と協議し、既存の鉄塔に共架できるものは、共架いただきながら整備をお願いしています。

今回の新規基地局の予定地区には、新星地区に1基新設することとなっています。また、今回の電波は、プラチナバンドと呼ばれる周波数のもので、山間部やビル影でも通信でき、遠くへ飛ぶものと聞いていますので、これらの状況を見ながら圏外地域の解消に向け検討したいと考えています。

続きまして質問2ですが、美馬牛公園の環境整備について答弁を申し上げます。美馬牛公園は、昭和46年以降に土地の寄付を受けたものですが、当初から地域神社が建立されていたため、公園管理は引き続き行政区などの地域にて実施されてきました。

議員ご指摘の、美馬牛公園の管理は、こうした経緯から現在にいたるわけですが、保育所や学校が隣接していることから、地域交流の場としても安全性や環境面の管理の方法や役割分担等を行政区等と協議をしていきたいと考えています。以上です。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、9番穂積議員。

○9番(穂積 力議員) はい、それでは再質させていただきます。まず、自然の家ですが、答弁にあったとおりで満足ですが、町長はあそこに宿泊した経験はありますか。

○町長(浜田 哲君) ないです。

○9番(穂積 力議員) 私はこの施設を、1回だけ利用したことがあります。まだ携帯電話の無い時代でしたが、大変良かったと、今でも自分では印象良く受け止めています。そういった中で、私はいっぱいの人が利用すれば町が潤うということではないのですが、ああいう素晴ら

しい施設なので、今後、広報に載せて宣伝するという答弁をいただいたので、それ以上言うことはないのかもしれませんが。再質の時間が与えられたので言わせてもらえば、要するに一度でいいから経験していただきたい。町長にしてほしいわけでないです。子供たち、児童、生徒、そういった子供の時代にそういう体験をする、当然不便なところが多くあるでしょう、それがすべて大人になっても、私ぐらいの歯抜けになっても、そのことが忘れないのです。何を言いたいかというと、いつも作ってもらっている食事が、いざ自分で作るという体験ができる施設なのです。うまいかなくても、たとえ失敗したご飯でも、ほかに食べるものは無いから喜んで食べる、その思い出は大人になっても心に残るのでないかと思います。今の教育に大それたことは言いませんが、昔は炊事遠足があったのです。今中学校でも炊事遠足は色んな関係で無くなってきたので、特に自分で物を作るという、本当に学校の実習ではなく、屋外に出て体験するのに最高の施設だと、これは、青少年交流の家では体験できないことだと私は受けとめています。そういった中で、町内の人はもちろん、本当に自然の家を知ってるかと、私はこの質問するから慌てて聞いて歩いたのですが、知らない人が多いんです。良いも悪いも置いといて、知らない生徒が多いのにびっくりしたのですが、慌てて強制するものでもないわけですが、機会あるごとに、1度は体験するべきだと強く感じています。そのことが、美瑛の施設の有効利用にももちろんなります。それどころか、その施設を持っている地域の人たちも、すごく活気づいて、元気に美瑛が生きることが実感できると感じます。今回もこの質問に対して、二股は恵まれてるということで話したら、こういった心配もあるということで今回取り上げましたが、徐々に良いので、是非あの施設があるということを広く理解してもらうのが良いのでないかと強く感じています。これは私が利用したからです。施設も見てきたのですが、まだまだ使えるし、心配ない。カメムシがちょっと多いのがたまにキズですが、それもまた思い出の一つかなど、そんなふうに考えたのですが、まして今度は、携帯電話、児童はあまり携帯電話は関係ないみたいですが、いずれにせよ携帯電話が使えないのは大変、私もあの自然の家の現況を見に行ったのですが、携帯電話が使えなかったらやっぱり不安で、私としたことがそんな流行を追うような人間でもないのですが、携帯電話が聞くところによると、今度は使えるようになります。美瑛町の中で1番近い新星にアンテナを立てば、自然の家あたりは直線で10キロもないか、何キロかはわかりませんが、たぶん地上波の強力な電波で、地上を伝わるような電波ですから、一層良いかと思います。あまり電波の通じないうちに人がいっぱい来たら、あまりイメージ良くないかなとは考えますが、よく観光もそうなのですが、来て良かったなと思っても人に言うほど良くなかったら、それで終わっちゃう。来た人が他の人にも訴えて、良かったよと宣伝してくれるようにするためには携帯電話が使えたら良いなというのが、今回これで新星にアンテナが出来れば、かなりクリアになって忙しいことになるかなと考えてます。どうぞ引き続き、町長、美瑛町の隅々に血の通うようなことをすることによって、美瑛が潤うとい

うことで、自然の家を大事にしてほしいと強く訴えておきます。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、浜田町長。

○町長(浜田 哲君) 再質に答弁を申し上げます。自然の家が、段々お客さんが減ってきた状況は、多分色んな施設ができたことで、美瑛町はそういう部分の取り組みが早かったものから人が集まってきたのですが、分散したことも影響を受けてます。もう一つは、私も泊まったことは無いのですが、あの施設は何回も見に行っていて、冬の宿泊の環境とか、どこまで直せるのか、どういった施設維持が適切か、現場職員とも何度もやり取りしてますので、それと二股地区はいつも敬老会に行っていて、あの神社にもお参りしてますので、色んな方に世話になってますので、そういう意味では重要な施設ではありますが、今のような経営形態になってきたことは、議員もご理解いただいていると思っています。自然を体感できる、自分で失敗しながらも生活してみるという子どもたちの部分、これは私も非常に重要な役割だと思っています。できれば教育長にそういう質問をしていただきたかったなど、聞いててそう思いながらいるのですが、今度ぜひよろしくをお願いします。今、私ども東京へ行っても、子供たちが電車に乗って学校に通って、コンクリートの中でずっと生きるわけです。それを否定するものではないのですが、その中に自然との現体系を持ってないと、人間がおかしくなっちゃうのではないかと心配をします。美しい村も、都会だけが日本のような言い方をされている、そのことについて、我々も反旗を翻したいと、そんなもので本当に人間が育つのかという思いが強いですから、こういう施設を有用に維持して多くの方に使っていただきと強く私は思ってます。ただ、あの施設を利用していただける方と我々がどう維持していくかは、ちょうど対になってますから、今のような形で運営をさせていただきながら、今後の方向を見据えていきたいと、もし多くの方にさらに使っていただく部分があれば、改修等もレベルを上げていくこともやぶさかではないと思っています。そういう考え方をしてますので、一つよろしくお願ひしたいと思ひます。携帯の関係も、携帯の無いところで暮らしてみるのも、子どもたちの体験には良い体験かなと思ひたりもしますが、二股地区の方々のお話を聞くと、かかる電話と、かからない電話があると、かかる電話も場所を選ぶとか、非常に窮屈な思いをされている部分がありますので、今回整備をされる鉄塔によって、利便性が広がれば良いなと私も願っています。こういった面は、十分注意しながらできるだけ住民の方々に利便性を持った、そういう地域であるように努力していきたいと思ひます。そんなことで今後も維持をしていきますので、議員にも多くの方々に使っていただけるような、そういうお力もまたいただければと思ひます。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、9番穂積議員。

○9番(穂積 力議員) 携帯電話、かかるのとかからないのがある。もう少し付け加えると、

こっちから呼んだら携帯は呼ぶのですが、受けても全然反応が無いからその人が切ってしまう。そして、こっちから知らないで呼んだのに切られた、そういったことになるのが実態です。実験しました。そういうことで自然の家に対しては答弁で満足しました。そんなことで、今後とも期待します。

質問を公園に変えます。この公園は、私公園だと思ってなかったのですが、今回質問を出すことで公園だと分かったのですが、地元の行政区の総会でも意見が出ていたのですが遠慮しながら、やってほしいという話です。以前は、私の子供が保育所に通ってる頃は、その広場で保育所の運動会をやってました。毎年。そして、美馬牛へき地保育所の園児が遊べるように遊具も滑り台もあるし、アンブレラの回転するやつもあるし、鉄棒もあるし、それから懸垂で渡っていくような4つの遊具も、今現に地元でやってるか役場でやってるか私もそこら辺確認してませんが、傷まないようにきれいにペンキを塗って、今もピカピカになってるのが現状です。今回質問にもあったように、防風林ではないのですが、その横に松の木と落葉とどんぐりの木が20mぐらい大きくなって、それが密集して、正直言ってそういう木を切るのは、色んな思ひ出があるから問題だということで、色々と検討した経緯があります。それで今年の春の総会でも、去年も申し入れしてるのだが、未だ着手していないということで、今回、全部切れという乱暴なことは言いませんから、せめて間引きをしてほしいと総会の中で力強く出された意見です。言い方変えれば別荘団地、あそこ分譲してますが、間伐することによって別荘団地から十勝岳が見えるようになり、今回切ってくれというのは、それが目的ではないのですが、公園の中で少しでも風通し良くして欲しいという希望が1番のネックなのですが、いずれにしても、地元挙げての願いですので、勝手にみんなで出て切るわけにいかないの、町長の判断で地元と相談してやるという答弁をもらってるから、それ以上言うなってことですが、これまでも申し出はしてるのです。行政区で。是非、私の一般質問が無駄にならないように、今一度答弁お願いします。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) 浜田町長。

○町長(浜田 哲君) 再質に答弁を申し上げます。私もこの件は、議員からご指摘いただくまで実は頭の中にはありませんでした。それで、担当の方からも色々と話を聞いたのですが、神社のある場所なので、非常に管理の上でもやりづらいつつ。今回議員からご指摘いただいて状況を伺いました。ただ、私見てないものですから、今回初めてで、できれば行政区から申し入れを頂いたら、すぐやってやると思って今議員のご質問を受けさせていただいたところですが、行政区とよく話しをさせていただいて、町の役割の部分はやりますので、それから遊具等も必要なものが使われるものがあれば対応させますので、良く話をさせてくださいということで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（齊藤 正議員） はい、9番議員の質問を終わります。

午後1時まで休憩いたします。

休憩宣告（午前11時39分）

再開宣告（午後1時00分）

○議長（齊藤 正議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、8番八木幹男議員。

（「はい」の声）

はい、8番八木議員。

（8番 八木 幹男議員 登壇）

○8番（八木幹男議員） 8番八木です。よろしくお願いいたします。町長に2点質問いたします。まず1点目は、美瑛町まちづくり寄附の推進について伺います。少子高齢化、グローバル化の到来で社会は大きく変貌をとげようとしています。また、地域が国内外の各地域と直接結びつくことが可能な時代となりました。それに伴い地域間競争と言う新しい概念が出現し、ここで勝者となっていかなければなりません。このような社会背景を踏まえて、役場機構改革が行われたと理解しております。

私は、機構改革審査特別委員会において「美瑛町まちづくり寄附」の推進は、どの部署が担うのかと質問しました。税務処理の問題もあり、引き続き総務課が担当するとの回答を頂きましたが、総務課はどちらかというと管理部門であり守りに重きをおいた部署であり積極推進には不向きな部署だと考えています。

また、過日、札幌びえい会が開催され、その場で観光協会から「丘のまちびえいファンクラブ」へ加入の働きかけをしておりました。地域間競争を勝ち抜くには、このような推進活動が不可欠なのだと考えます。まちづくり寄附は、寄附をしていただくことが目的ではなく「丘のまちびえい」のブランド価値を高めてくれるファンづくりの一環として行われるべきものであり、地域間競争を勝ち抜く手段として積極的に活用していくべきと考えています。そこで、次の4点について町長に伺います。

- （1） 主担当部門は総務課とし、推進を別の部署でおこなうことはできないのでしょうか。
- （2） 寄附金の使途（事業）を、もう少し具体的な内容にするとともに、事業ごとに目標金額と募集期間を明記するような進め方はできないのでしょうか。
- （3） 税金が戻ることをもう少し具体的に表記（単身、夫婦のみ、夫婦と子供2人等）すべきと考えますが、いかがでしょうか。
- （4） 寄付してくれた人には、礼状と記念品は贈られているようですが、ステイタスになるようなもの、あるいは後々何かに繋がるようなものが届けられているのでしょうか。

質問の2、美瑛町健康増進計画について。美瑛町健康増進計画は、その冒頭で、大雪地区広

域連合国民健康保険特定健康診査等実施計画と連動すると同時に、関連する法律および各種計画との十分な整合性を図るものとするがあります。

しかし、この計画は平成25年度から平成34年度までの10年間であるのに対して、関連する第2次食育推進計画（平成24年度から平成28年度までの5年間）や第5期高齢者保健福祉計画（平成24年度から平成26年度までの3年間）とズレがあります。

そこで、次の2点について町長に伺います。

（1）各種計画の取り組み初年度、終着年度に差異があります。立案の段階、評価の段階で二度手間、三度手間となり仕事を増やしていることはないのでしょうか。

（2）現場（町村役場）の仕事は、それぞれの法律で定められた計画を、横のつながりに直して一本化し、町民の皆さんに働きかけていくべきものだと考えております。健康増進計画、食育推進計画、特定健康診査等実施計画、高齢者保健福祉計画等の関連ある計画を、どのように一本化・連動させ町民の皆さんに働きかけていこうとしているのでしょうか。

○議長（齊藤 正議員） 8番議員の質問の答弁を求めます。

（「はい」の声）

浜田町長。

（町長 浜田 哲君 登壇）

○町長（浜田 哲君） 8番八木議員に一般質問、答弁を申し上げます。

まず第1点目、美瑛町まちづくり寄附の推進についてです。まちづくり寄附を積極的に活用して、一層の地域力の向上を推進してはどうかとのご質問ですが、現在、本町では「ホームページ」や「パンフレット」を活用して寄附の推進に努めています。今まで寄附をいただいた方々に対して改めて深く感謝を申し上げます。

1点目ですが、本町における寄附に関する主たる窓口は従前より総務課で対応していることから、町づくり寄附条例の制定時より、総務課が窓口となり事務全般について対応しています。また、町づくり寄附の推進は、制度開始時より行政全体で取り組んでいますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

2点目ですが、寄附金の使途について4項目の事業種類を設けて寄附を募り、寄附金を財源として行う事業は、寄附者の意向を尊重し柔軟に対応しています。事業種類は、今のところ特に寄附者からの要望等がないことから、現状での対応を考えています。目標金額は、寄附の観点から定めるべきではないと考えています。

3点目ですが、まちづくり寄附は、地方公共団体に対する寄附金税制の見直しにより創設されたものですから、「税金が戻る」という表現は、納税者に対して誤解を与えるものであり、地方税における税額控除という観点から現状の「控除」という標記での対応を考えています。

4点目の記念品の内容等ですが、現状では、礼状と本町の特産品をお礼として贈っています。記念品は、本町の観光資源や特産物の宣伝効果等もあることから、寄附をされた方々に喜んでいただける内容等について十分検討しながら今後も対応していきたいと考えています。

議員ご指摘のとおり、「ふるさと美瑛町」を応援したい、「丘のまちびえい」の美しさに感動し寄附をしたい、また、「日本で最も美しい村」の地域づくりに協力したいなど、様々な人々がいることと思います。

美瑛町の町づくりにおいて、本制度を活かすことは本町の知名度の向上にも繋がることと思いますので、今以上に積極的な取り組みを進めたいと考えています。

続きまして、質問事項の2です。美瑛町健康増進計画について。1点目の各種計画の取り組みの差異は、事例を申し上げますと、大雪地区広域連合国民健康保険特定健康診査は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき5年を一期として実施計画をたてています。また、食育推進計画は、食育基本法に基づき、第5期高齢者保健福祉計画は、老人福祉法と介護保険法に基づき3年を一期として計画をたてて実施しています。

そこで、議員から憂いをいただきました業務の重複ですが、各法令に基づく計画策定は重複する部分もありますが、町の事業として組み立てて実施していく上では、それぞれの計画を総合的にまとめ上げ、関係機関と連携をして、効率的、効果的に実施をしています。

2点目のご質問は、議員からのご指摘のとおり横のつながりをもって業務を進めていくことが大切と認識をしています。

先にも申し上げましたが、特定健康診査等実施計画は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づくものため、一定程度の年齢以上が適用になったり、国民健康保険の加入者にのみ摘要になる場合があることや、高齢者保健福祉計画等も特定の住民を対象に計画が策定されていますので、国の法律に基づいた個々の計画だけで事務事業を進めるのではなく、すべての住民を対象に必要な応じて、美瑛町の単独助成事業と絡めながら、町民の健康増進に向けて総合的な取り組みを進めています。以上です。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、8番八木議員。

○8番(八木幹男議員) 再質問させていただきます。まず、1番目のまちづくり寄附について再質問させていただきます。まちづくり寄附は、ホームページやパンフレットを活用して推進していくとの回答をいただきましたが、まちづくり寄附制度は平成20年度に設立され5年を経過し、社会情勢も大きく変化してまいりました。特に東日本大震災以降は、寄附に対する考え方が大きく変化をし、小口投資ファンドを通して被災地の中小企業を応援していこうという動きがマスコミ等で取り上げられたり、内閣府のある調査によると、社会貢献をしたいと思ってる人が約7割近くいて、実際に行動できた人は3割ぐらいという実態もあります。また、ク

レジットカードによる納付が可能になったり、コンビニで寄附することも可能になるなど、手続きも5年前とは大きく変わっています。パンフレットを改訂すべき時期に来てるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。また、推進は、制度開始時より行政全体で取り組んでいるとの回答をいただき安堵しています。その中でまちづくり寄附を活用したプロジェクト構想はないのでしょうか。本町は予算の獲得に非常に長けていると実感しています。構想はあるが、国、道の事業に該当しないため眠っている企画はないのでしょうか。また、丘のまちびえい活性化協会、日本で最も美しい村づくり協議会、観光協会等でまちづくり寄附を活用したプロジェクトなどの構想はないのでしょうか。以上、2点町長に再質問させていただきます。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、浜田町長。

○町長(浜田 哲君) 答弁を申し上げます。今回八木議員さんより、少子高齢化、グローバル化という中で、地方自治体の環境が変わってることを、まず冒頭にご質問いただきました。そして、この寄附金の制度も非常に変わってきたので、取り組みをさらに一層充実したものにすべきではないかということです。実は先日ある会合で美しい村関係も含めた色々な協議、各自治体ともしてたのですが、その時も本州の方の町の方から、美しい村の部分は、寄附金を十分に確保すべき、取り組みをすべきという論議もありました。こういった取り組みに対して、意識が高くなってきてると実感をしました。また、まちづくりの成果として多くの方々に、色々と美瑛町に関わっていただく部分では、この制度を上手に使うことは非常に大切だと、私も判断をしています。総務課で取り組んでいる部分は、各課に色々な形で抽象的にまたがっていきますので、総務課でまとめるのは適役ではないかと思ってます。ただ、積極的にプロジェクトチームなどを作って対応すべきかは、今後の課題として十分検討させてください。私もこの寄附制度は、さらに美瑛町のまちづくりの中に生かしたい願いを持っていますので、今後また対応等できましたらお知らせをさせていただきたいと思ってます。そういった中で、パンフレットの改訂とか積極的に寄附していただいた方々に今もお礼をしていますが、もう一度寄附をしたいと思うような取り組みも重要な課題だと思ってますので、パンフレットの改訂も含めて、そういう論議の中で検討させていただければと思っています。二つ一緒に合わせ技で答えたような形で申し訳ありませんが、今のような考え方をしていますので、ご理解いただければと思っています。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、8番八木議員。

○8番(八木幹男議員) はい、実は人は、未知の情報を別のルートで3人から聞くと、それを常識と感じるようになるという心理があるそうです。色々な場面で、この広報活動をしていくと、このことが必要なのだろうという感じから今回質問をさせていただきました。このパンフ

レットが重要でして、思わず手に取って見たくなるようなパンフレットづくりに心がけていただきたいと思っておりますので、その辺の考えをお伺いしたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、浜田町長。

○町長(浜田 哲君) 丘のまちびえいまちづくり寄附条例に基づいた寄附は、平成20年度から24年度まで約1100万円ほどのお金を寄附いただいています。そういう意味では美瑛町の寄附の額は、非常に多くもらっていますから、色々と差はありますが、多くの方々に美瑛のまちづくりの応援をいただいていると感謝をしています。内容は5千円以下はお礼状だけで記念品無し、1万円以上は特産品とお礼状、また10万円以上は農産物等もお礼として出させていただいています。関わりを持っていただいた方に対して心が通うような、また今後も美瑛町と繋がってほしいと思うような制度に見直すことを、検討すべきではないかと私も思っています。そんな面から、今パンフレットも手にとって見る、こういうのあるよと言って読んでもらえるような趣旨のものに、今美瑛町のまちづくりで色んな方々に協力をいただいていますので、例えば札幌市立大学との交流の中で検討できるのであれば検討材料にしていきたいと今考えています。今後、そういったことを整理し、重要な案件であると私も理解していることでご理解いただきたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、8番八木議員。

○8番(八木幹男議員) 質問を変えさせていただきます。2点目の健康増進計画について再質問させていただきます。この計画は、法律あるいは北海道が策定した計画に基づいて策定されたものであるのは十分理解をしています。やむを得ない部分もあるかなという感じがあります。問題は町民の皆さんにどう具体的に働きかけていくかだと思っています。まず、健康診断の実施率の向上です。これが実現できれば、計画の半分は達成できたと言っても過言ではないと感じています。高齢化が進む中、最重要課題であり役場を挙げて取り組むべき課題でもあると考えます。各課から職員を出してプロジェクトチームを組み、推進する構想にはならないのでしょうか。保健師は特定健診の保健指導に特化すべきと考えますが、いかがでしょうか。また、身体活動、運動の不足は、喫煙、高血圧に次いで非感染疾患による死亡の3番目の危険因子であることが示唆されているという表現がありました。この項目で、国の目標値は戸数で設定されています。全年代に対応する必要はないと思いますが、万歩計の費用助成と言いますか健康増進を図るためのツールをお届けすると、こういう考えはないのか再度ご質問させていただきます。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、浜田町長。

○町長（浜田 哲君） 再質に答弁を申し上げます。健診の増と成果を出す上で法に基づく計画等を十分に活用すべきということです。議員がご指摘いただいているように、私どもも町民の方々に町行政として健康増進計画等を色んな形で示させていただいていますが、それぞれの法律に基づく部分からすると、計画を作ってる方も一体どうなるのだというところは多々あります。特に最近、色んな形で計画計画ということで求められてきますので、そういった部分で厚生労働省はそれで良いのかもかもしれませんが、やる地域の方は、非常に戸惑うということもあると思ってます。それから、今回の法定健診等で課題が出たことで、それに対して我々は今まで定期の注射というか、予防を受けてくれと言っているながら、結果に予想外のものが出たときに、それをすぐ取りやめるとか、定期のものでありながら、どこに責任があるかわからないこととか、色々難しい局面があると今までも思ってますし、最近も特にそんなことを経験しています。健康の問題ですとか地域における検診の充実の部分は、町が主体的になって町民の方々に理解をいただくのが基本ですから、こういったことがどうして実現できるのか色々検討をさせていただきたいと思いますが、基本的には今、先日沖縄県の人に来て話をしたのですが、今まで健康長寿日本一だった沖縄が長野に負けたことをお話をしていましたが、その地域全体で取り組むのと、県がそういう取り組みに非常に前向きな部分では、北海道全体でこういう取り組みの進展に向けて努力をしなきゃならん、そのことによって成果が出るのだろーと思っています。ですから、町単位の部分と、それから広域的な部分でどのような整理をしていくのか、今後も各関係機関と我々も声を上げていかなきゃならんと思っています。ただ、健診の増は、K・U運動とか町の独自の運動も行っていますが、去年も一昨年よりは下がったような形で、少し上がってきたのですが下がるという状況ですから、健診率を上げるのは簡単にいかないものだと改めて思っています。そんなことを実感しながらも、今後取り組みを重ねていきたいということでご理解いただきたいと思います。万歩計の関係は、私のところで今それを検討したという経過もありませんし、今後そういったものが必要なのか、今回ご意見をいただきましたので、どういう効果を表すのか、またどういう必要性があるのかを協議させていただければと思います。以上です。

（「はい」の声）

○議長（齊藤 正議員） はい、8番八木議員。

○8番（八木幹男議員） はい、今町長から長野県のお話がありましたが、この長野県は健康診断発祥の地として、この健康診断の重要性と言いますか、こんなことが表れてきたんだなと実感しています。先ほど述べさせていただいたのは特定健診の説明がある程度限界に来ているのかなと、同じやり方では限界に来てるのかなと、そういう思いをしているものですから、役場全体で取り組みをするとか、役場の各課にそれぞれ団体とか、色んなスポーツ団体とか、それぞれ持たれてますので、この啓蒙活動と言いますか、そんなことが必要ではないかと申し上げます。

ているわけで、例えば地域に出向くとか、これはある程度やってるようですが、担当でない方が行って説明すると受け取り方は変わると思います。そんな形で地域に出向く、それからスポーツ団体などに働きかける、このような動きをされるご予定はないのか、再度質問させていただきます。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) 浜田町長。

○町長(浜田 哲君) 昨年であります、保健師さんの増員もさせていただきました。これは目標としては、そういう健診体制の充実とか、地域地域における呼びかけの活動も多くするとか、そういう目標を持っています。今現在、我々も保健師さんと色々な話し合いをしていますし、今後とも必要な人材等があれば言ってくれと話をさせていただいています。ただ、一般の職員が、どこかへ行ってこの部分の話すことは、今のところあまり進めていません。間違った情報とか、不明確な内容で迷惑をかけること等あってはいけませんので、この部分は担当の方で協議をして精力的に取り組みをしてもらうのがいいのではないかと考えています。それから各組織とかにいろいろと出向いて、問いかけをして受けるようにしたらどうだということですが、これも議員ご指摘のとおり取り組みを進めています。出前でいろいろと講座をしたり、ある職員は健診等を受けるお願いをする寸劇を作っていて、衣装も持って、道具も持って、出前で行って劇をして、受けてくださいという取り組みもしています。今年の年度初めには、私の方からも議員ご指摘のように、同じやり方でなくて、もっともっと次のことを考えようと、担当もそういった方向を検討しながら活動してくれている状況ですから、結果を確認しながら今後の取り組み等させていただければと考えています。

○議長(齊藤 正議員) 8番議員の質問を終わります。

次に、4番杉山勝雄議員。

(「はい」の声)

はい、4番杉山議員。

(4番 杉山 勝雄議員 登壇)

○4番(杉山勝雄議員) 4番杉山勝雄です。よろしくお願いいたします。

1つ目、どんぐり保育園駐車場の改善は急務。どんぐり保育園の駐車場スペースから職員の車が溢れて、やむなく道路上に駐車することが常態化しています。どんぐり保育園にはこども支援センターなどの機能も有しており、保護者の来園時の駐車や、送り迎えの際に狭い駐車スペースを出入りしなければならないなど、通行の安全上からも早急に改善することが求められています。

隣接する場所に公園がありますが、例えば一部を整備して駐車スペースを確保することもできるのではないのでしょうか。このことについて町長の考えを伺います。

2つ目、生活保護基準の引き下げにどう対応されるか。民主・自民・公明の3党は昨年8月、消費税増税法案と併せて社会保障改革推進法を強行採決しました。これは、社会保障は「自立・自助」を基本とし、「自分で努力し、家族と国民の助け合い」でおこない、「その後方で、国が支援する」としています。ここから見えてくるのは、社会保障は権利ではなく、利益を受ける「受益者」だから、それに見合う「負担をするのは当然」としていることです。憲法25条に示されている権利としての社会保障を認めず、国の責任を投げ捨てるようなやり方です。

いうまでもなく生活保護は、憲法25条に基づいて保障された国民の権利です。生活保護法第一条では、「この法律は日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする」と示されています。

生活保護基準の見直し・引き下げで、受給者の自立を実現できるものとはとても思えません。近年、ワーキングプアとか、厳しい経済情勢を受け貧困問題が深刻化するなか、生活保護利用者が増加しています。それでも現状では、受給者は215万人、保護率はわずか1.68%です。本来受給を受けるべき人の多くが生活保護を受けずに生活しています。このような状況のもとで今後、受給の権利をめぐる各地で審査請求が続発することが予想されます。

そこで質問します。生活保護の基準が8月から減額されると聞きますが、基準引き下げが実施された場合、どのような影響がどういう範囲で起こるのか、窓口では保護の申請権を守ることができるのか、生活保護利用者の実態からみて各種制度を利用している人への影響はどういうものに及ぶのか。また、これに伴い各種制度の条例改正、規則改正等を行う考えなのかを伺います。以上です。

○議長（齊藤 正義員） 4番議員の質問の答弁を求めます。

（「はい」の声）

浜田町長。

（町長 浜田 哲君 登壇）

○町長（浜田 哲君） 4番杉山議員よりの一般質問2点について、答弁を申し上げます。

どんぐり保育園駐車場の改善は急務というご指摘をいただきました。どんぐり保育園の駐車場は、朝と夕方の保育所への送迎と一般の方の通行は、安全確保と渋滞を避けることから、一方通行でのご協力をいただいています。また、どんぐり保育園の駐車スペースは、現在19台分が確保されている状況ですが、施設が比較的郊外にあることから、職員の自家用車通勤も日常的に行われています。

しかしながら、近年は子ども支援センターを利用する方々が増えてきたことや、子どもの発達に関する指導や助言に関して施設を訪れる方々が増えてきている状況にあり、駐車場が、手狭になってきています。

このことから、今後は、職員の通勤手段の見直しや、施設に訪れた方々の自家用車を施設側で管理して駐車を縦列にするなど、駐車の方法を工夫し、限られた駐車スペースを効率よく使用するよう努めますが、同時に隣接する用地の確保など現地の状況をみながら検討します。

続きまして質問事項の2、生活保護基準の引き下げにどう対応されるかですが、現在、本町における生活保護支給者数は180世帯242人です。この受給者への生活保護制度の見直しの方向性は、国の社会保障審議会において、就労・自立支援対策、不正・不適正受給対策、医療扶助の適正化などを中心に制度の見直しを図られる予定です。

平成25年度における具体的な見直し内容は、生活保護世帯に属する中学生、高校生への学生生活など子どもの健全育成に支援を行っていくことや、生活扶助基準額は平成20年度から据え置かれてきたものを、本年8月から基準額を3年をかけて段階的に見直しの実施がされる予定であり、就労活動促進費の創設などが予定をされています。

一方では、調査権限の強化や不正受給の罰則の上乗せなどが予定されているようです。

この生活扶助費の見直しに伴い、まだ、具体的な規準額等が示されていませんが、国は各種制度の実態を十分に考慮してできる限りその影響が及ばないように対応する方針を出していますが、本町で受給されています方々への見直しによる影響を危惧していますので、適正な制度改正についてさまざまな場面で関係機関へ声を上げ要請をします。以上です。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、4番杉山議員。

○4番(杉山勝雄議員) 再質いたします。どんぐり保育園の駐車場ですが、駐車場が手狭になっていることは認識をされ、直ちに対策をとられるということです。通勤手段の見直しとか、縦列駐車も挙げられていますが、同時に隣接する用地の確保も検討すると言われました。現在のスペースでは、利用の仕方を工夫しても限界があると、根本的には用地を広げたいということなのか、その点を再度確認したいと思います。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、浜田町長。

○町長(浜田 哲君) 今ある駐車場を有効に使ってもらうことが基本ですが、今杉山議員言われるように限度があると、まさに絶対に面積が足りないのに精神論だけで物事を片づけることにはなりませんので、町として活用できると言いますか、できる町の物件等も含めて、この保育園の運営で役に立つ、そういうことが可能なのか、各関係する部署の方に指示を出していますので、部署の方で色々と今検討してくれています。ただ、ここで今言える部分は、それが限度で、今後町の施設等を活用できるようにすることになれば、各関係機関との協議も必要になりますので、そういったものも取り込みながら検討させていただきたいということです。その辺でご理解いただければと思っています。民地もあるのですが、非常に大きい区画になっていて、

分割はなかなか難しい状況であると判断していますので、色んな条件にある部分を総合的に整理して、今議員ご指摘の部分について、できるだけ対応を協議していることをご理解いただきたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、4番杉山議員。

○4番(杉山勝雄議員) それでは質問を変えます。生活保護基準の引き下げですが、政府がやろうとしている今回の基準の見直しについて、それがどういうものか、保護を必要とする人の権利が守られるのか、それが町民にどれだけの影響をもたらす制度の改悪なのか、少なくともそうした認識は持ってもらいたいと思います。既に衆議院では採決をされ今通っているわけですから、具体的にどういう制度に今後影響が出るのか、申請する権利は守られるのか、政府が言うような不正受給対策を強化したとか、切れ目のない就労自立支援を行うとか、そのようなやさしいものではないことを述べたいと思います。政府自身が、できる限りその影響が及ばないように対応すると言っているように、各方面に多大な影響が出ることを想定している言葉です。政府の来年度予算では671億円削減するとしています。これで、96%の受給者世帯に影響が出ます。そして、子育て世代で特に減額幅が大きいものになると言われています。見直しの一つに、保護の申請を申請書で提出することに義務づけたという問題です。現在は、窓口で口頭でも申請できました。それでも全国では、水際作戦と言われてるような保護が必要な人でも申請にたどり着けなかった事例が起きています。窓口でやりとりをしていく中で、本当に保護を必要としているか、いないかの判断は見えてくると思うのです。現に生活に困ってる人の多くは、書類を揃えること自体困難な場合が多いという考え方に基づいて、今のような申請のやり方になっているわけです。幸い美瑛町では窓口で追い返されて、それで餓死に繋がったとの事例は聞いていませんが、制度改悪によって幾つもの文書を用意して、それをきちんとそろえて提出されなければ申請は受け付けません。これが締めつけを目的にした改悪だと言われています。大事な問題として確認したいのは、生活保護法の基本理念は変えられていないことです。この基本理念を踏まえて行政に当たるのかどうか、今後問われてくる問題だと思います。第1条には憲法25条に基づいて、困窮するすべての国民に対して必要な保護を行うと、第2条ではこの法律による保護を無差別平等に受けることができると謳っています。第3条では最低限度の生活とは、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならないとされています。つまり、無差別平等の原則も、必要即応の原則も、いささかも今回の見直しで揺るがないことは、これは国会の審議でも確認されています。ですから今後も美瑛町では、生活保護法の基本理念に基づいて、保護を必要とする人には申請権はありますという立場で行政に当たられるのかどうか、この点を確認しておきたい、これが質問の1点目です。さらに問題は、市町村は原則として2親等以内の扶養義務者に対し、保護の決定前に書面で通知をしな

なければならないとしたことと、その扶養義務者に対して資産や年金の状況のほか、雇用主に対しても調査をすることができるとなったことです。あたかも親族が生活保護を受けることを勤務先にまで知らせて、親族に半ば強制的に扶養を負わせることを迫る、そのようなやり方です。これは憲法に謳われている生存権を奪うことにならないか、憲法違反を政府自身がやることにならないのか、問題が起きたときに審査請求や裁判などで争われることにもなるのではないのでしょうか。町の行政は、親族に対して扶養の調査や報告に対して、どう対応していくのか、これを2点目の質問として伺いたいと思います。

厚労省との交渉では、扶養を行うかどうかの原則は当事者間の話し合いであり、必要以上に行政が口を挟む問題ではないと述べています。当然、一律に義務づけたり罰則を設けることは、性質上なじまないと回答しているのですが、そうであるならば、なぜこういう法律の書き換えをしたのか、甚だ矛盾した答弁ではないかと思うわけですが、これから先は、町の行政としてこれにあたっていくわけですから、どういう立場、どういうスタンスで、こういう問題を処理していくのかを2点目として伺いたいと思うのです。さらに、町長の答弁では、具体的な制度への影響について、具体的に挙げておられませんでした。生活保護基準が引き下げられることによって影響を受ける主なものに、最低賃金を決める際の基準になっていることで最低賃金が下がる影響が考えられます。また、住民税の非課税限度額が引き下げられます。保育所の保育料にも非課税かどうかで影響が出ます。保育料の減免も変わってきます。高額医療費制度も、非課税かどうかで負担限度額が変わります。国保や介護保険料、国民年金保険料の減免、障害者の医療費の減免、公住家賃の減免など、まだ他にもあるようですが、ここで3点目の質問として、町独自の基準で行っている就学援助制度について、準要保護世帯について、認定基準を下げるのかどうか、その点を3点目の質問として伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) 浜田町長。

○町長(浜田 哲君) はい、私の方から再質答弁をさせていただきます。今回の生活保護の法律、制度の改定で国の方は、生活保護制度は国民生活の最低のセーフティネットとして、真に保護を必要とするものが適切に保護を受けることができるよう、その役割を果たしていくことが重要であるが、受給者数が増加する中、不正防止を含めた給付の適正化や働く能力を有する者への就労支援の充実、強化などが求められていると。こうした中、国民の信頼を確保しつつ制度を適切にするためには制度改正をするということです。議員ご理解いただいとおり、この法律等は町村の方で何か決定権を持ってるわけではない部分をご理解いただきたいと思いますから、法律で決められた部分について、我々は事務を適正に執行しなければならない義務がありますので、そこの部分は法律の中で決定された部分について、事務を行っていくと判断をしています。町の対応は、基本的にはそういうスタンスです。しかし、今まで美瑛町にお

いて、私も生活保護については、人目の関係だとか、昔から生活保護について色んな言葉で表現されてきましたが、私は厳しい環境にあって生活保護の対象となり得る方は保護を受ける、そういう事務体制をとってくれと担当にも話をさせていただいていますし、上川管内の、町村の保護率は、今回調べさせていただいたのですが、美瑛町が一番高くなっています。そういう意味では、こういった方向性、美瑛町自身がとっていることは、議員にもご理解いただきたいと思っています。生活保護をしっかりと活用して、住民の方々に安心して暮らしていただける、そういう制度を十分に生かしていくと、そういう地域でありたい思いは、これからも変わらないと思っていますので、今回の法改定は、国が行き過ぎた改定にならないように危惧をしているのは、私も同じ立場です。具体的に、今後制度等が新たに出てくる段階で、町としてどういう対応ができるのか、住民の方々にどうやって安心をしていただけるのかは今後の課題として協議をしていきたいという理解をしていただきたいと思います。それから、影響等は色んなところに出るということですが、この部分も町は制度の見直しによって受けざるを得ないものは、影響を受けざるを得ない判断をしていかなければなりません、町単独で緩和をできる政策を打てる部分は、十分配慮をして住民の方々に町はこういう政策をとりましたと説明できるようにしたいと考えています。具体的な部分は、今後の制度の明確な決定と、こういった対応ができるのか担当者を含めた役場内、また町民の方々との協議の中でいろいろと検討されると理解をしています。いくつか分けて質問をいただきましたが、私の方は全体的な流れでの考え方をしていますので、ご理解をいただきたいと思っています。法改定の部分は政治的なものです。この政治的な部分に、町村の長として、また町村の運営をする地方自治体としてどのように対応するか、その部分をしっかりとわきまえ、また見据えながら今後の立場を我々も作っていくというご理解をいただきたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、4番杉山議員。

○4番(杉山勝雄議員) 実際にこの法案が参議院も含めて通って降りてくるのはこれからですから、あまり細部の詰めたやり取りができないのかなとは思いますが、最後にこれだけは述べておきたいと思うのですが、生活保護のこの改悪は、まさに中身からして明治時代に逆戻りさせるような内容を含んでいます。生存権が曲がりなりにも確立されている現在、生活保護がこれからはお恵みにされようとしているのは、まさに憲法制定以来の大改悪だと言わなければなりません。保護を受ける人が増えたと盛んにマスコミでも政府でも宣伝しますが、昭和26年の時2.42%の受給者がいました。ですから、この時点から考えても現在は少ないのです。さらに昭和59年、1984年を一つのピークに受給者数、世帯数ともに激減しているのは、昭和56年の123号通知、これは申請の際に銀行などの預金通帳を調査することに本人の同意を求めると、こういう通知がひかれました。これによる適正化という名の締めつけが本格化

して、水際作戦が強められてきたからです。昭和61年からは国庫負担を切り下げました。その結果、62年に札幌白石区で3人の子供を残して母親が餓死する事件が起き、福祉が人を殺す時代になってきたと言われていています。そうしたやり方の反映として、保護を必要としている人で利用しているのは、現在2割以下という現状があります。国連の社会権限規約委員会は、今年の5月の所見で日本に対して、生活保護の申請手続を簡素化し、かつ申請者が尊厳を持って扱われることを確保するための措置をとるように求めています。国際社会に対しても、日本は恥ずかしい国だと言わなければなりません。社会全体にも大きな影響を与え、一般の人の生活水準にまで負の連鎖を生み出す保護基準の切り下げが未来永劫続くとは考えられない悪政です。町民の暮らしや福祉の砦としての自治体行政が、こうした国の悪政のあとに唯々諾々と従うことはあってはならないと思うのですが、再度、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、浜田町長。

○町長(浜田 哲君) 再々質に答弁をさせていただきますが、この法改定の部分が悪政であるかどうかの判断は、私の方からは差し控えさせていただきますが、非常に厳しいものであると予測される部分では、議員と私も考え方は同じところにあると思っています。町長職をさせていただいて、色んな関係機関、省庁、政治家のところにも行かせていただきますが、政治は非常に厳しいものだし、政治は、国は、個人を守らないというその意味がよくわかったような思いをして、今町長職をさせていただいています。そういう意味からしますと、この制度の政治的な背景をどう考えるべきかは、非常に私にとっては厳しいものと判断をしますし、それだけ日本の国が追い詰められてきたと理解をしていいと思っています。政治は、国民が決めます。国民が決める政治ですから、我々はそこの地方自治体の運営を通じて、国民が決める政治に従う部分には従う、しかし地方自治体として住民の方々に、ここの部分は町として皆さん方にできるだけのことはする、そういう判断をせざるを得ない時はあると思っていますので、私どもが何ができるのか、そういう視点で対応していきたいと思っています。そういうことで答弁とさせていただきます。

○議長(齊藤 正議員) 4番議員の質問を終わります。

散会宣告

○議長(齊藤 正議員) 以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会いたします。どうもご苦勞様でした。

散会宣告(午後 1時54分)

上記のとおり相違ないことを証するため、ここに署名します。

平成25年9月13日

美瑛町議会議長 齊藤 正

議員 森平 真也

議員 濱田 洋一